

小樽市食品衛生法施行条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
最近改正 平成16年 3月23日 条例第13号	制 定 平成12年 3月27日 条例第22号
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(食品衛生検査施設及び職員の配置の基準)</u></p> <p>第2条 <u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）</u></p> <p><u>第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設に係る基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。ただし、これらの設備の一部について、これを設けることと同等の効果を有すると認められる措置を市長が講ずるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾燥滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。ただし、これらの機械及び器具の一部について、これを備えることと同等の効果を有すると認められる措置を市長が講ずるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>食品衛生法施行令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置に係る基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。</u></p> <p>(営業許可証の掲示)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(廃止等の届出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(食品衛生責任者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(ふぐ処理施設)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(ふぐ処理責任者)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(学校給食施設の開設の届出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>—</p> <p>(営業許可証の掲示)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(廃止等の届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(食品衛生責任者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(ふぐ処理施設)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(ふぐ処理責任者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(学校給食施設の開設の届出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>